

## 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに実施することについて

### 【これまでの経緯と現状】

- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還している。
- 戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていることを踏まえ、平成29年度より、沖縄県で収容された遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨について、試行的にDNA鑑定を公募により実施してきた。
- また、令和2年4月から、試行的取組の対象を拡大し、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者遺骨についても、DNA鑑定を公募により実施している。（その他の地域における実施については、試行的取組の結果を踏まえ検討することとしていたところ。）
- その結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。また、令和2年12月に、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定されたところ。

### 【今後の対応方針】

- 上記の結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに、公募により実施することとし、令和3年10月を目途に受付を開始する。

## 【参考資料】

### 身元特定のためのDNA鑑定のかこれまでの経緯

- 身元特定のためのDNA鑑定は、血縁関係の存否を、同じDNA型を持ち合わせる確率により推定するものであるが、血縁関係の判断に当たっては、DNA型判定の結果のみならず、関係する情報（遺留品、埋葬者名簿、遺骨の収容地の埋葬者数等）も併せて総合的に判断してきた。
- 平成15年度から、戦没者遺骨を関係遺族へお返しするため、遺留品や埋葬者名簿等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合、希望するご遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。
- また、遺留品等がなくても部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合に、DNA鑑定を実施することとし、平成28年度から、沖縄県内4地域75検体のDNA情報を抽出し鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至らず。
- また、平成29年度から、沖縄4地域の75検体に沖縄6地域の9検体を加えた沖縄の84検体について、試行的取組として、公募によりDNA鑑定を実施。これまでに1,095件の申請があり、検体が提出されたご遺族766件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至っていない。
- また、平成31年3月に、平成31年4月以降の対応として、下記等を公表。
  - ・ 沖縄の戦没者遺骨（試行的取組の拡充）：沖縄県が未焼骨で保管しているご遺骨（沖縄県の報告によると約700柱）を精査し、DNAの抽出可能な遺骨を選別。引き続き公募によるDNA鑑定申請を受け付ける
  - ・ 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨：手掛かり資料がない遺骨のDNA鑑定については、別途、有識者、ご遺族及び遺骨収集の担い手、専門家から意見を伺いながら、平成31年夏を目処に検討。
- その後、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）を踏まえ、令和2年4月から、以下のように試行的取組を拡充して実施。
  - ・ 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨：手掛かり資料がない戦没者遺骨のDNA鑑定を、沖縄に加え、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラフ環礁においても、公募により試行的に実施する。  
（戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容されたご遺骨（検体）数の割合が多い地域）  
※他地域については、上記の実施結果を踏まえ今後検討。

【参考】「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）（抄）

＜南方等の戦闘地域で収容された遺骨のDNA鑑定について＞

南方等戦闘地域の遺骨について、記名のある遺留品等がないケースにおいてDNA鑑定を実施した場合、

- ・ 遺骨の保存状況が悪いこと
- ・ 戦没者の母集団が大きいこと
- ・ 全員が申請するわけではないため、未だ申請していない人の中により確からしい人がいる可能性の排除が容易でないこと
- ・ 今後新たに収容される可能性のある遺骨に、より可能性の高い血縁者が存在しうる可能性を排除することが容易でないことから、身元特定は非常に難しいことが見込まれる。

そうした中でも、今後、南方等の戦闘地域の戦没者遺骨についてDNA鑑定を実施する場合は、

- ・ 推定戦没者数が一定数以下など、母集団が絞り込める地域から取り組む。
- ・ 推定戦没者数に対し、その収容地で収容された遺骨（検体）の数の割合が多い地域から取り組み、遺族へ呼びかけを行う。
- ・ 戦没者に遺伝的に近い遺族、具体的には、父親から男子に遺伝するY染色体DNAや、母親から子に遺伝するミトコンドリアDNAを共有する関係にある者の両方から、DNAを提出していただいた方が、身元判明の可能性が高まることの説明を、より一層丁寧に行う。ことが考えられる。その場合、鑑定体制の充実が不可欠である。